

# くらしの情報

福祉係からのお知らせ

## 平成27年度「臨時福祉給付金」の申請について

先月号でお知らせしています「臨時福祉給付金」の申請について、8月10日から受付を開始します。申請受付は8月10日から11月13日の間、村役場で行っています。給付対象となる方は忘れずに申請してください。

臨時福祉給付金	
給付対象者	平成27年1月1日現在で、村に住所があり、平成27年度市町村民税（均等割）が課税されていない方。 ※市町村民税が課税されている方に扶養されている方、および生活保護を受けている方、1月1日から支給決定までの間に死亡した方は対象外です。
給付額	支給対象1人につき 6,000円
申請受付期間	8月10日（月）～11月13日（金）（予定）
申請手続き	対象となると思われる方に対し8月上旬に送付する、給付金の申請書に必要な事項を記入、押印し、必要書類を添えて、 <u>役場内給付金受付窓口</u> まで提出するか郵送にて提出してください。 ※役場内申請受付窓口は、8月10日から約2週間は、役場1階ロビー内に設けます。その後は役場2階会議室にて受付します。
申請に当たり必要なもの	・申請書（必要事項を記入、押印） ・本人確認書類（運転免許証、旅券、健康保険証の写し等） ・振込先金融機関口座確認書類（通帳、キャッシュカード等） ・課税証明書など（必要に応じて）
給付時期	10月から給付開始となります。
その他	福臨時祉給付金に関するご質問や対象資格の確認は、住民課福祉係へお問合せください。（☎ 57-2111内線348・345）

※「子育て世帯臨時特例給付金」の受付は9月30日までです。（現在受付中です）

児童手当の現況届提出と合わせて申請していただくこととなっています。

児童手当の現況届をまだ提出されていない方は、忘れずにお急ぎ提出ください。

給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について、受給者にATMの操作を依頼したり、給付を受けるための手数料を求めたりするようなことは絶対にありません。

ご自宅や職場などに、市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話や郵便があったら、迷わずお住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

江別警察署からのお知らせ

## 9月11日は「警察相談の日」です

警察では、身の回りにおける出来事で生活の安全等に関する幅広い相談に応じています。

緊急の事件・事故以外の相談、要望・意見、苦情等は、

☆警察本部相談センター☆

24時間受付専用ダイヤル #9110

（ダイヤル回線等の場合は、☎ 011-241-9110）

電子メールでの要望・意見は、道警ホームページへ

<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp>

○問合せ先／江別警察署 ☎ 011-382-0110

